

第2章 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 施術所・出張専業 再開届

1 事 案	休止していた施術所を再開した場合、再開後10日以内に届け出る。 休止していた出張専業業務を再開した場合、再開後10日以内に届け出る。
2 根拠法令	法9条の2第2項、法9条の3
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2（進達1、控1）
5 添付書類	業務の再開に際し、特段の説明が必要な場合にのみ添付する。
6 事務処理	収受 - 起案 - 決裁 - 進達（台帳整理）
7 審査要領	(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。 (2) 届出施術所名・所在地、開設者氏名・住所、開設年月日等は台帳と相違ないか。 (3) 再開後10日以内の届出が行われてない場合、遅延理由書又は顛末書を添付しているか。
8 備考	

(様式4)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 施術所・出張専業 再開届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒

TEL

開設者
(又は届出者) (フリガナ)
氏 名

下記のとおり(施術所 ・ 出張専業)を再開したので、お届けします。

記

1 施術所の名称

2 施術所所在地

〒

TEL

3 開設年月日及び番号

4 休止の届出年月日

5 再開の理由

6 再開の年月日